

生徒心得

校訓「責任・信頼・協力」の精神を柱とし、可児工業高生として自覚ある行動をし、人格、教養を高め、立派な社会人となる努力をする。

また、以下のように生徒心得（校則）を定め、校内外での生活、身だしなみに関する細目は、申し合わせ事項として別に定める。

1 校内外の生活について

以下の3点について、自覚と誇りをもって校内外の生活を送る。

- (1) 他人には尊敬と融和の心を表し、誠実な態度に努める。
- (2) 他者の存在を認め、肯定的な態度で接する。
- (3) 礼儀正しく人に好感を与える言葉遣いをする。

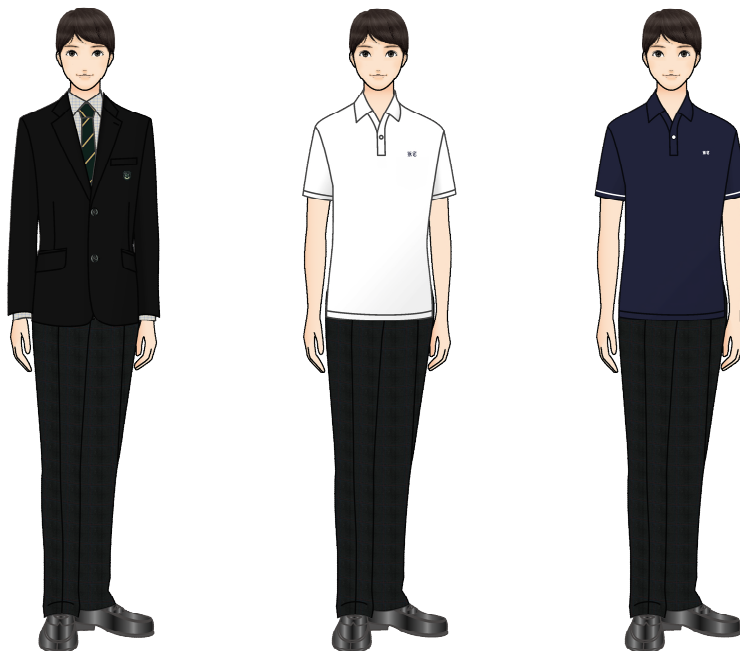
以下、3点を禁止事項とする。

- (1) 法令および条例等によって禁止されている行為
- (2) 人権を侵害する行為
- (3) 授業や学校行事の忌避等、可児工業高生としての本分に反した行為

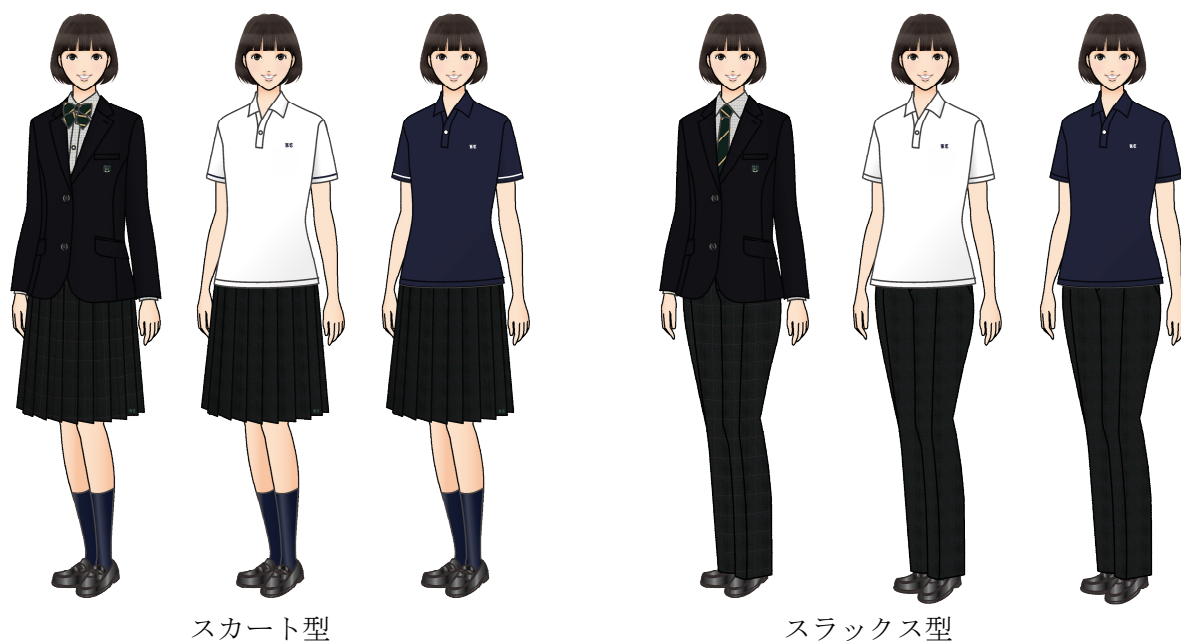
2 制服について

制服は可児工業高生の身分を保証し、学校内外における安全安心を保障するものであるとともに、帰属意識・規範意識の醸成に役立ち、生徒集団間に共同体意識やより良い関係をもたらすものである。生徒はそのことを自覚し、常に品位ある着こなしをする。

(1) 制服Aタイプ（冬・夏）



(2) 制服Bタイプ（冬・夏）



3 改正または廃止の手続きについて

生徒心得および申し合わせ事項は、時代の進展や運用をする中で生じる不都合等を踏まえ、必要に応じて見直しを進める必要がある。それらの内容は、本校の教育目標およびスクールポリシーを踏まえ、必要かつ合理的であり、憲法、こどもの権利条約、教育基本法、学校教育法等の法的精神を鑑みて正当であるべきである。

この改正または廃止の手続きは以下の適正な手続きを踏まえて行う。

- (1) 生徒会は議員を通じて生徒の意見を集約し、生徒議会において改正または廃止の承認を得た後、校長に対してそれらを求めることができる。
- (2) 校長は、前項の規定に基づく求めがあったとき、または見直しが必要となったときは、アンケートその他の適切な方法で生徒や保護者からの意見を聴取するとともに、学校運営協議会等でその内容について議論するものとする。
- (3) 校長は、学校運営協議会等での議論を踏まえ、その内容について改定または廃止について決定するものとする。
- (4) 前項の決定にあたっては、議論の経過及び決定理由について、生徒及び保護者に説明するものとする。

校内外の生活、身だしなみに関する申し合わせ事項

1 校内外の生活について

(1) 登下校

公共交通機関や公道において、社会の一員として交通法規・交通マナーを厳守し、他人への配慮を失わず、迷惑になるような行為は厳に慎む。また、常に自他の生命の安全を第一に考え、時間に余裕をもった登下校を心がける。

- ①渋滞緩和と安全性向上の為、平日朝の送迎に限り 8 時 10 分以降は正門への自動車乗り入れを制限する。8 時 10 分から 8 時 30 分までは指定する近隣店舗を利用すること。路上や指定外の場所での乗降は絶対に行わない。
- ②西門に接する北側道路は道路交通法により、平日朝 7 時 30 分から 8 時 30 分まで自動車通行禁止である為、送迎時には通行を控える。

(2) 自転車通学

- ①自転車通学者は「自転車通学届」を提出する。
- ②利用する自転車はシティーサイクルかつ両足スタンドとする。
- ③校内では指定された場所に駐輪し、盗難防止（二重ロック等）に努める。
- ④県警の防犯登録を行い、本校指定の通学ステッカーを後方部に貼る。
- ⑤ヘルメット着用努力義務化（令和 4 年 10 月 1 日施行）を受け、令和 5 年度入学生よりヘルメットを必ず準備し、着用推進に努める。
- ⑥自転車保険加入義務化（令和 4 年 10 月 1 日施行）を受け、「対人賠償に備える保険」に必ず加入する。
- ⑦次のような自転車運転は厳に慎む。
 - ・傘を差しながらの運転（雨天時には雨合羽を着用する）
 - ・スマホおよび情報端末を利用しながらの運転
 - ・ヘッドホン、イヤホン等を利用しながらの運転
 - ・二人乗り運転
 - ・2 台以上で並進して運転

(3) 交通事故・不審者に対する対応

交通事故が起きたとき

- ①生命の安全を第一に考えた行動を取り、警察[110 番]へ通報する。また、必要であれば救急[119 番]へ通報する。
- ②事故の軽重にかかわらず、必ず事故相手の連絡先[名前・電話番号・住所など]を確認するとともに、自分の連絡先[名前・電話番号・住所など]を伝える。
- ③保護者および学校へ連絡し、事故報告書を提出する。

不審者に遭遇したとき

- ①生命の安全を第一に考えた行動を取る。
- ②危険を感じたら、大声をあげる、迷わず逃げる、防犯ブザーを鳴らす等行い、近くの民家等に逃げ込み助けを求める。
- ③次の被害者を出さないためにも、ためらわず警察[110 番]に通報する。
- ④保護者および学校へ連絡し、被害報告書を提出する。

(4) 情報端末

- ①スマホ、イヤホンの使用は朝 SHR から帰 SHR まで使用しない。電源 OFF にし、自己責任で管理すること。ただし、昼休みおよび授業で指示のあった場合は使用を認める。
- ②貸与されたタブレット端末等は別途定める規定に従い、自己責任で管理すること。

(5) 四ない運動

生命の安全と事故防止のため、高校生の自動車・自動二輪車の免許取得を禁止する「四ない運動」(免許を取らない、運転をしない、乗せてもらわない、車を買わない)を厳守する。

(6) アルバイト

- ①アルバイトを行う場合は「アルバイト届出書」を提出する。
- ②提出する際には担任、部顧問、学科主任、生徒支援室の担当職員から確認を受ける。
- ③原則、1 年生はアルバイトを実施しない。やむを得ない事情の場合は 1 年生 10 月より担任と生徒支援室に相談する。
- ④アルバイトの実施は、学業に支障のない範囲で行う。

(7) 届出

次の事項については、担任またはその他の関係職員に届け出る。

- ①欠席、遅刻、早退、欠課、忌引
- ②校内施設・設備の破損、損傷
- ③金銭等の紛失、盗難、拾得
- ④家庭状況等の変更
- ⑤生徒証明書の再発行、定期券購入手続き
- ⑥校外で警察その他の補導を受けた場合、問題行動を起こした場合

(8) 許可・承認

次の事項については、担任またはその他の関係職員に届け出て許可を得なければならない。

- ①遅刻 朝 SHR 以降は教務室にて所定の手続きをとり教室へ入る。
- ②早退 担任から所定の手続きをとる。
- ③異装 規定外の服装、履物、頭髪等の場合は生徒支援室にて所定の手続きをする。
- ④校内で日常の使用とは異なる施設・設備・備品を使用する際は、関係職員から所定の手続きをとる。
- ⑤校内の掲示物、放送は生徒支援室にて所定の手続きをする。

⑥自動車運転免許を取得する際は、担任・生徒支援室にて所定の手続きをする。

⑦朝 SHR から帰 SHR まで許可なく校外に出ない。やむを得ない場合は担任・生徒支援室にて所定の手続きをする。

(9) 懲戒

次のような場合は、懲戒の対象となる。

①授業および考査の無断欠席、考査の不正行為

②公共物・校具の毀損、破損

③飲酒、喫煙、有害薬物使用、火気使用、禁止場所への出入り、深夜徘徊

④暴力、脅迫、窃盗、賭博その他犯罪と認められる行為およびその恐れがある行為

⑤有害物品の所持および使用

⑥SNS、インターネットに関する不適切な行為

⑦その他本校生徒としてあってはならない行為

2 身だしなみについて

(1) 服装

①登下校の際には、常に制服を着用する。

②休日に部活動で登校する場合も制服とする。但し、部顧問から指示のあった場合には体操服または部で統一したトレーニングウェア等を認める。

(2) 制服

①Aタイプの制服については以下のように定める。

冬服：本校指定のブレザー、カッターシャツ、スラックスを着用し、学校指定のネクタイをする。

夏服：本校指定のポロシャツ、スラックスを着用する。

②Bタイプの制服については下記のように定める。

冬服：学校指定のブレザー、ブラウス、スカート（スラックス可）を着用し、学校指定のリボンまたはネクタイをする。

夏服：本校指定のポロシャツ、スカート（スラックス可）を着用する。

③着こなしについては下記のように定める。

- ・シャツのインナーは華美でないものとし、襟や袖口から見えないこと

- ・ベルトは黒、茶、紺とし、バックルや鉤は派手でないもの

- ・スカート丈は膝が隠れること

- ・ソックスは華美でない色とし、夏服着用時にも履くこと

- ・靴は白、黒、紺、茶を基調としたスニーカーまたは黒の革靴

- ・クールビズ期間（5月～10月）はノーネクタイ可とする

- ・寒冷時には華美でない色のベストやセーター、カーディガンをブレザーの内に着用してもよい。トレーナー、パーカーの着用は認めない。

- ・寒冷時にはストッキング、タイツを着用してもよい。色はベージュ、紺、黒とする。

- ・厳寒時、雨天時に制服の上に華美でないコート類、ウインドブレーカー類を着用してもよい。

- ・衣替えの時期は原則として6月1日および10月1日とする。ただし、気候の状況により前後1

ヶ月程度の移行期間を設ける。

（３）頭髪他

- ①清潔、端正な髪型であること。
- ②各学期の始業時には下記のようにチェックを行う。
 - ・男子は、前髪は目に掛からない、横髪は耳に掛からない、後ろは襟にかからないこと。髭は剃り、鬢は耳の中央程度とする。
 - ・女子は肩にかかるものは華美でないヘアバンド等で束ねること。
- ③頭髪の加工（パーマ、染色、脱色、奇抜な髪型など）はしない。ツープロックは奇抜な髪型に含まないが、著しく段差がある場合は奇抜な髪型に含む。
- ④化粧、マニキュア、色つきリップ、カラーコンタクト等はない。
- ⑤ピアス（透明も含む）、アクセサリー等は身につけない。

（４）持ち物

- ①通学用の鞆は定めないが、機能的で収容力の高いものとする。
- ②他校の学校指定鞆は使用しない。
- ③生徒身分証は必要に応じ携帯し、紛失には十分注意する。
- ④すべての持ち物に記入する。また、学校生活に不必要なものは持参しない。
- ⑤必要のない貴重品（特に現金）は持参しない。